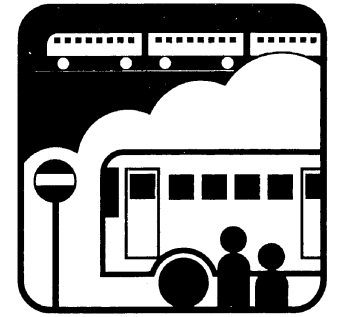




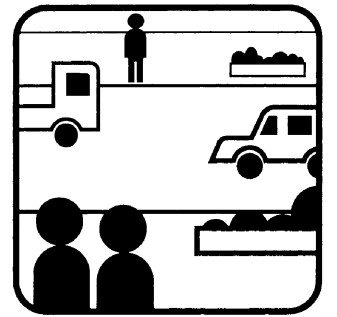
概要



1
建築物



2
公共交通機関
の施設



3
道路



4
公園



5
路外駐車場

ひとにやさしいまちづくりの必要性

ノーマライゼーション理念の実現

障害者や高齢者、病弱者等の方を含めたすべての人が、基本的人権を尊重され、一般社会の中で共に生き、普通の生活を送ることのできる諸条件の整備を図るうえで、ひとの行動上の制約を生ぜしめている物理的な障壁の除去は中心的な課題となっています。

高齢化の進展

2015年には、4人に1人が高齢者という超高齢社会の到来が予想されるなか、建築物等の建設コストや耐久期間、竣工後の改造の困難さという点を考慮すれば、現時点から長期的な視点に立って着実に、いわゆる福祉インフラの整備を進めていくことが必要です。

少子化への対応

全国的な少子化を背景として、「健やかに子供を生み育てる環境づくり」が課題となっています。こうした環境づくりを進めるうえで、子ども連れの人でも利用しやすいまちという観点から整備を進めていくことが必要です。

豊齢化社会の実現

ノーマライゼーション理念の実現を図り、超高齢社会に対応しうる社会構造をつくることは、市民一人ひとりが心豊かに、健康で共に生きる社会、いわゆる豊齢化社会の実現のために不可欠です。

ひとにやさしいまちづくり条例の概要

(1) 前文、目的等

- ① 本市では、豊齢化社会の実現をめざし、そのために必要な建築物、道路、公園等の施設整備に努めてきたところですが、必ずしも十分ではありませんでした。本格的な高齢社会の到来を目前に控え、これまで以上にわたしたちのまちのさまざまな施設がすべての人にとって利用しやすいものとなるように、その整備に努めることこそ、豊齢化社会の実現に欠くことのできない条件であることを深く自覚して、この条例を制定しました。（前文）
- ② すなわち、こうした施設の整備などについて、市・事業者・市民の責務を明確にし、施策を推進することにより、市民福祉の増進につなげていこうというのが、この条例の目的です。（第1条）
- ③ この条例で整備の対象とする施設等（公益的施設、公共車両等、公共工作物、住宅）やその中で特に整備の必要なものとして規定する指定施設などの定義を示しています。（第2条）
※ これらについては、7頁をご覧ください。

(2) 市・事業者・市民の責務

- ① 自ら設置・管理する施設等について整備するとともに、その他福祉的な整備が進むように施策を推進すること、また、それ以外にも施設等の円滑な利用を促進するうえで必要な施策の実施に努めるべきことを市の責務として規定しています。（第3条）
- ② 事業活動に使用する施設等の整備やその他施設等の円滑な利用を促進するうえで必要なことを実施するとともに、市の実施する施策に協力するように努めるべきことを事業者の責務として規定しています。（第4条）
- ③ 施設等の円滑な利用を促進するうえで必要なことを日常生活で行うとともに、市の実施する施策に協力するように努めるべきことを市民の責務として規定しています。（第5条）

(3) 施策の基本方針

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（いわゆるハートビル法）その他の法令の規定による成果の一層の充実を図ることを基本とするとともに、整備の目標となる指針（このマニュアルでは、「目標となる指針」とよびます。）を定めます。（第6条）

(4) 障害者や高齢者等の方による円滑な利用を図るための施設等の整備（福祉整備）

- ① 官公庁施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、道路、公園その他の公益的施設の整備について規定しています。
イ 公益的施設を新築、増改築等する施行主の方は、市の定めた公益的施設の構造・設備についての整備基準（第7条）に原則として適合させなければなりません。（第8条第1項）
また、既存施設の所有者や管理者の方は、整備基準への適合について配慮しなければなりません。（第8条第2項）

- 整備基準に適合した公益的施設について、その施設の所有者や管理者の方は、適合した機能の維持・保全に努めなければなりません。（第12条）
- ハ 所有者や管理者の方からの申請に基づいた審査の結果、公益的施設が整備基準に適合していると認められた場合などには、適合証を交付します。（第13条）
- ② 指定施設（公益的施設のうち特に整備を必要とするもの）の場合は、特に次のような制度について規定しています。
 - イ 新築等の際に、施行主の方は、着工の30日前まで（建築確認と同時でも可）に届出（事前協議）をしなければなりません。内容変更の場合も同様です。（届出義務に違反した施行主の方の氏名等については、公報等により公表されることがあります。）工事を完了したときは、完了後4日以内に届出をしなければなりません。（第9条第1項から第3項、第5項、規則第5条）
 - ※ 窓口等については、13頁をご覧ください。
- 既存施設の所有者や管理者の方に対して、報告や計画書の提出を求めることがあります。（第10条第1項）
- ハ 新築等の際の届出や既存施設についての報告・計画書に対して、指導、助言、勧告を行うことがあります。（第9条第4項、第10条第2項）また、立入調査を行うことがあります。（第11条）
- ③ 公共車両等・公共工作物の所有者や管理者の方は、それぞれその公共車両等や公共工作物について、整備するよう努めるとともに、その他円滑な利用を促進するうえで必要なことを実施するよう配慮しなければなりません。（第14条）
- ④ 住宅業者の方は、販売や分譲する住宅についての整備に努めるとともに、その他円滑な利用を促進するうえで必要なことを実施するよう配慮しなければなりません。（第15条）
- ⑤ 公共車両等・公共工作物の所有者や管理者の方、住宅業者の方に対しても、報告や計画書の提出を求めたり、指導や助言を行うことがあります。（第16条）
- (5) 障害者、高齢者等の方による施設等の円滑な利用を促進するための情報の収集・提供、広報活動等を通じた市民の皆様の理解を深めるための措置及び財政上の措置等について、市の努力義務を規定しています。（第17条から第19条）
- (6) 整備基準のあり方などについて調査審議する福祉整備審議会について規定しています。（第20条）
- (7) 国等の適用除外と協力の要請等について規定しています。（第21条、第22条）

条例の対象となる施設

公益的施設： 障害者や高齢者等による円滑な利用を図るために構造や設備などについての整備が必要なものとして定められている施設をいいます。

指定施設： 公益的施設のうち、特に整備が必要なものをいいます。指定施設について、新築などの工事を行うときは、届出が必要になります。

	公益的施設	指定施設	
建築物	老人福祉施設、児童福祉施設などの社会福祉施設 病院、診療所、助産所 学校、専修学校、自動車教習所、職業能力開発校などの学校等施設 官公庁の庁舎 郵便局、ガス、電気、電話などの公益事業の営業所等 銀行、農協、信用金庫、証券会社などの金融機関の店舗 公衆便所 火葬場 図書館、博物館などの文化施設 集会場、公会堂、冠婚葬祭施設などの集会施設 地下街など	すべての施設	
	理容所、美容所など	50㎡超	
	飲食店 百貨店、マーケットその他物品販売業の店舗 クリーニング取次店、貸衣装屋、旅行代理店などの店舗 公衆浴場	100㎡超	
	自動車車庫（機械式駐車場を除く。）	500㎡以上	
	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場などのスポーツ施設 劇場、映画館、観覧場など 展示場など ダンスホール、遊技場、マージャン屋、ぱちんこ屋など ホテル、旅館など	500㎡超	
	事務所 工場	2,000㎡超	
	共同住宅、寄宿舎	50戸（室）超	
	鉄道の駅、バスターミナルなどの公共交通機関の施設 複合施設（共同住宅等を除く公益的施設の複合建築物で2,000㎡を超えるもの。）	すべての施設	
	公共交通機関の施設	鉄道の駅、バスターミナルなど	すべての施設
	道 路	道路法による道路（自動車専用道は除く。）	すべての施設
公 園	児童遊園、都市公園など 動物園・植物園、遊園地	すべての施設	
路 外 駐 車 場	路外駐車場（建築物、機械式駐車場を除く。）	駐車場法第12条による届出が必要な施設	

※指定施設欄の面積は、当該用途に供する部分の床面積（従業員のみの利用に供する部分を含む。）の合計を表します。

整備基準等の設定にあたっての考え方

(1) 整備基準設定の考え方

すべての利用者が「到達できること（アクセシビリティ）」を実現することが基本的要件である。
 さらに、近年「ノーマライゼーション」の考え方の広まりにより、あらゆる人々が同じように安全かつ自由に利用できるよう配慮することが重要である。
 ひとにやさしいまちづくり条例による整備基準は、これらの考え方に基づき、「障害者、高齢者等による施設の利用を不可能にしている障壁の除去」を目的として設定しているものであり、指定施設の新築等にあたっての届出に対し、指導を行う際の基準となるものである。

(2) 目標となる指針設定の考え方

「ノーマライゼーション」の考え方を徹底すれば、単にアクセシビリティの確保にとどまることなく、「障害者、高齢者等が特段の不自由なく利用できる環境の整備」が目標とされなければならない。新築や全面改築といった機会をとらえて、できるだけ目標となる指針に適合させていくように整備を進めていくことが長期的な視野の中では必要であり、施設の立地、構造管理等の条件を勘案したうえで、事業者の自主性、自発性に基づいて積極的に取り組むことが望まれる。市の新築、全面改築する不特定かつ多数の者が利用する市民利用施設については、原則として、目標となる指針により整備している。

(3) 整備基準,目標となる指針において想定される利用者

公益的施設は、すべてのひとにとって利用しやすいという整備方針から様々な要求の最大公約数となるよう配慮することが重要である。したがって、整備基準や目標となる指針の設定にあたっては、通常の施設等において一般的に配慮されることが望まれる事項を中心にまとめる。
 公益的施設一般 ⇒ ① 様々な要求の最大公約数となるような配慮

(4) 利用者特性の考慮

利用者が特定される施設等においては、これらの配慮に加え、利用者特性に対応した重点的な設計上の配慮が求められる。本マニュアルは、この点も念頭に置きながら作成している。
 利用者が特定される公益的施設・住宅 ⇒ ① 様々な要求の最大公約数となるような配慮
 ② 利用者特性に対応した重点的な設計上の配慮

具体的な利用者特性に応じた配慮内容は、次のとおりである。

- 歩行困難等の移動障害のある人への配慮
 到達できること（アクセシビリティ）の確保が大きな課題である。
 この場合の対応の範囲は、「車いす使用者が円滑に通行できること」が一つの目安になる。
 - ① 段差の解消
 - ② 通路空間の有効幅員の確保等
 結果的に杖の使用者、介助者がついた歩行困難者等の利用も可能となる。

- 視覚障害、聴覚障害等の情報障害のある人への配慮
 施設等を安全に利用するために、これらの人々の視覚や聴覚を補完し、代替する情報の提供が課題となる。
 - ① 識別しやすい文字表示
 - ② 点字表示や手すり、床材による誘導等
 - ③ 危険を予知するための各種誘導システム
 - ④ 機器による案内標示・誘導等
- 高齢者・病弱者等への配慮
 柔軟性や運動調節、感覚機能など全体的な身体機能が低下するため、先の二つの配慮を含む総合的な配慮が必要となる。
 - ① 段差の解消（歩行機能の低下）
 - ② 手すりの設置（歩行機能の低下）
 - ③ 分かりやすい表示や誘導（視覚や聴覚の低下）

整備基準の設定にあたっての考え方 概念図



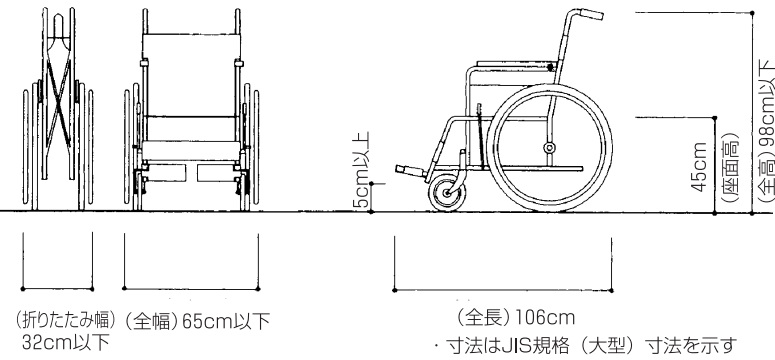
基準等の基本的な考え方

整備基準等の寸法は、施設に要求される規格等が一律に定まる場合、車いす使用者や杖使用者の身体・行動特性等に配慮した基準寸法を基本に定めている。

1. 車いすの基本寸法

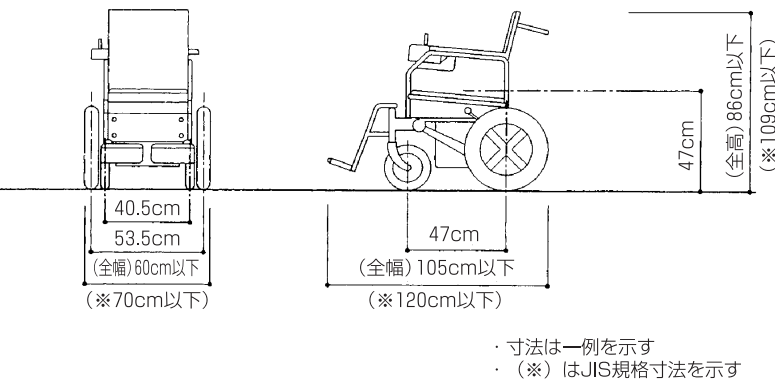
● 手動車いすの寸法 JIS T9201(車いす)

車いすの形状・寸法はJIS規格(日本工業規格)により定められている。形式は手動の大型、中型、小型の3タイプがある。この他に、スポーツ形、和室用や電動車いす等がある。また、屋外では電動三輪車の利用も多くなっている。



● 電動車いすの寸法 JIS T9203(電動車いす)

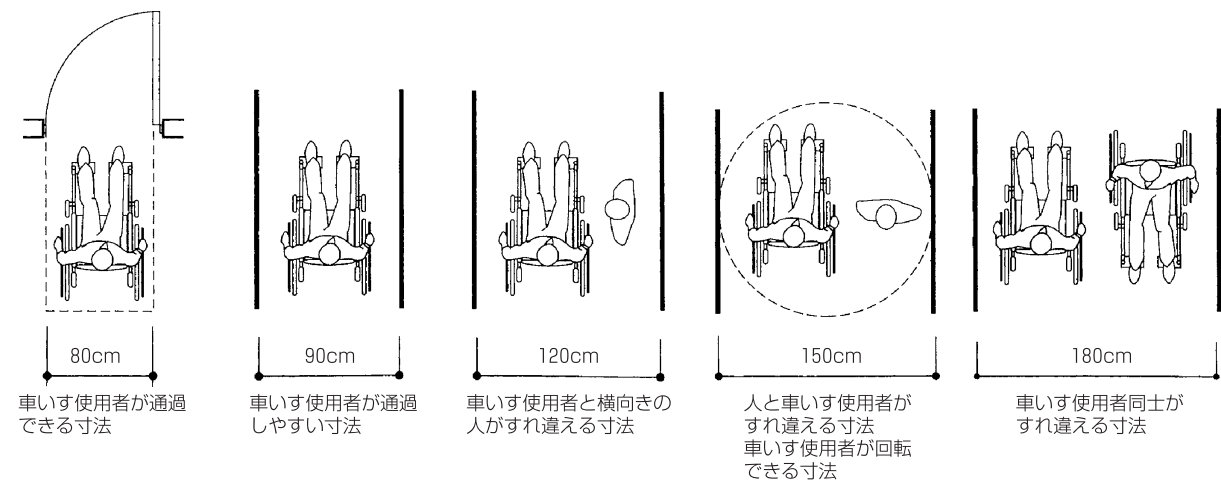
電動車いすの寸法はJIS規格により定められている。その性能は、登坂力10°(17.6%)以上、段差の乗り越えは、屋外用で4.0cm以上となっている。一充電連続走行時間は、平坦路4~5時間程度(軽量型)のものが多い。



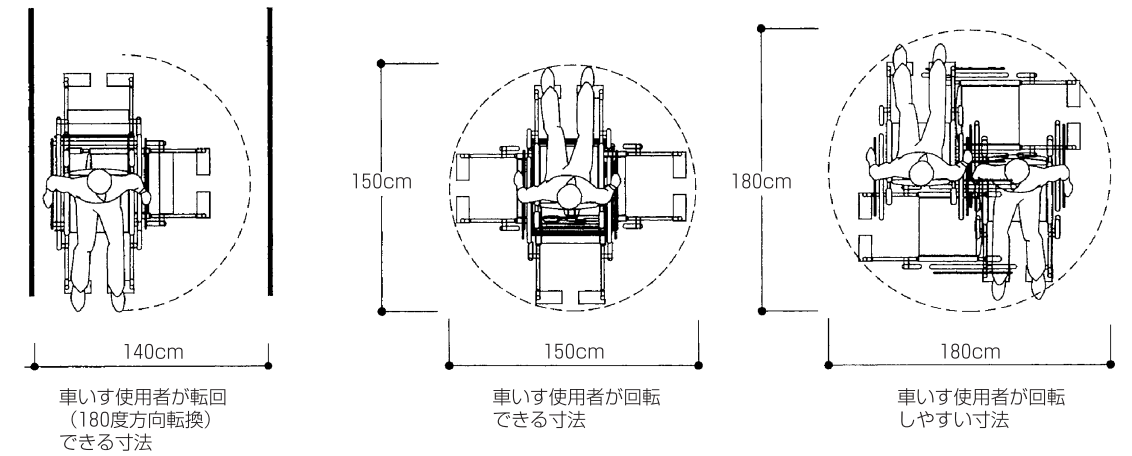
・寸法は一例を示す
・(*)はJIS規格寸法を示す

2. 車いす使用者の動作方法

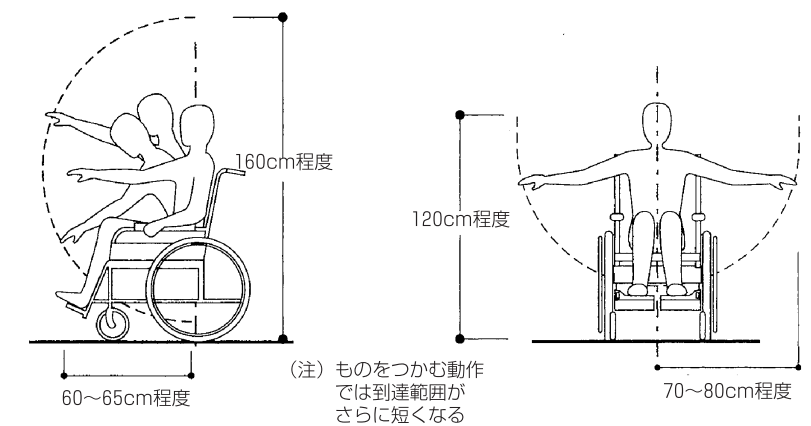
● 通過寸法



● 転回(方向転換)及び回転寸法



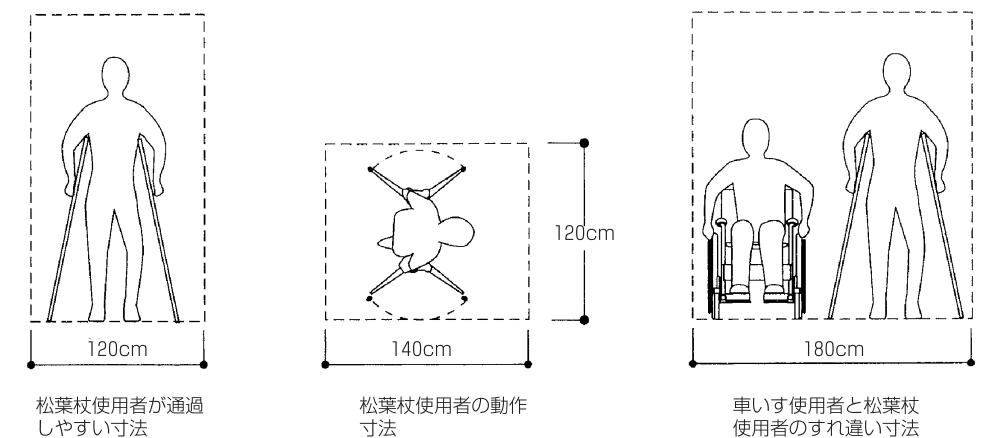
● 手の届く範囲



(注) ものを掴む動作では到達範囲がさらに短くなる

3. 杖使用者の動作寸法

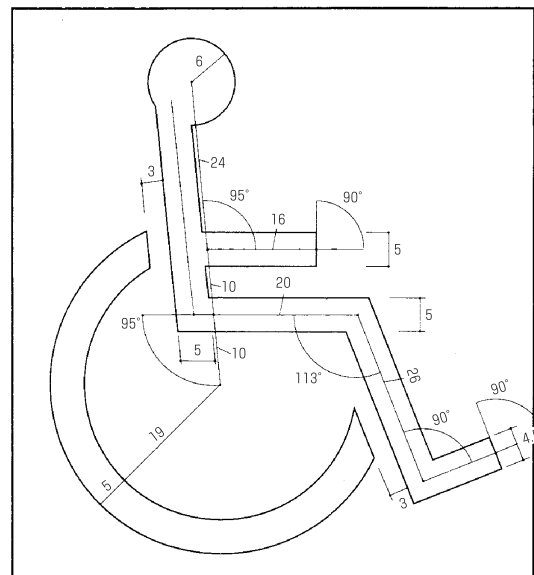
● 通過寸法



国際シンボルマーク

国際シンボルマークの内容と形状

国際シンボルマークは、障害者のリハビリテーション事業を実施している世界60数カ国以上の各国の団体及び国際団体から構成される国際障害者リハビリテーション協会により、障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルとして1969年に制定されたものである。



「国際シンボルマークを掲示するための最低基準」

○マークの基準

寸法 10cm角以上、45cm角以下が望ましい。

色調 青地又は黒地に白のマークあるいはその逆とし、対比の明確なものとする。

○マークの掲示を行う場所の基準

玄関 地面と同じ高さにするか、階段のかわりにまたは階段のほかに、傾斜路を設置する。

出入口 80cm以上開くものとする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。

傾斜路 傾斜は1/12（勾配約4.7°）以下とする。室内外を問わず、階段のかわりにまたは階段のほかに、傾斜路を設置する。

通路 130cm以上の幅とする。

トイレ 利用しやすい場所にあり、外開きドアで仕切り内部が広く、手すりがついたものとする。

エレベーター 入口幅は80cm以上とする。

手続関連

1. 指定施設（P.7参照）に関する新築及び増築等の工事を行う場合

【届出書類】⇒「施設工事等施行（変更）届出書（様式第1号）」

【提出先】⇒ 建築する施設が所在する各区役所の「街並み形成課」

※ 建築確認を指定検査機関に申請する場合でも、指定施設に関する工事については、各区役所街並み形成課への届出が必要になります（条例第9条第1項）。

【提出時期】⇒「工事着手の30日前」又は「建築確認の申請時」

※ 整備基準への適合について、指導又は助言を行う場合もありますので、可能な限り早く、担当窓口にご相談願います。

2. 指定施設（P.7参照）に関する工事が完了した場合

【届出書類】⇒「指定施設工事完了届出書（様式第3号）」

【提出先】⇒ 建築する施設が所在する各区役所の「街並み形成課」

※ 1の届出をした工事については、この届出が必要になります（条例第9条第2項）。

【提出時期】⇒「工事完了日から起算して4日を経過した日まで」

【完了検査】⇒ 1の届出時点の工事内容どおりに工事が施工されているか確認します。

3. 指定施設以外の公益的施設（P.7参照）で適合証を取得したい場合

【届出書類】⇒「適合証交付申請書（様式第7号）」

【提出先】⇒「健康福祉局社会課」

【提出時期】⇒「随時」

● 適合証

2の指定施設に関する工事の完了検査、又は3の申請をした場合の確認検査の結果、工事内容が整備基準に適合している場合は、「適合証」を交付します（条例第13条第1項）。

施設整備マニュアルの見方

このマニュアルは、身体障害者、高齢者、病弱者その他日常生活上又は社会生活上の行動に制約を受ける者による円滑な利用を図るために公益的施設の構造、設備等に関して定めた**整備基準**（仙台市ひとにやさしいまちづくり条例第7条の規定による。）及び**施設等の構造、設備等に関し整備の目標となる指針**（仙台市ひとにやさしいまちづくり条例第6条の規定による。）の解説並びに設計上参考になる事項やディテールの例等を紹介するものです。

各ページには、出入口等各項目ごとに設備をどのような観点から整備すればよいか、基本的な考え方を簡潔にまとめ、その項目に関する仙台市ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の本文（**整備基準**）及び施設等の構造、設備等に関し整備の目標となる指針の本文（**目標となる指針**）を掲げました。

次に、整備基準の解説と目標となる指針の解説の項目をつけ、整備に関する具体的な基準等を示しました。さらに、配慮事項では、その他整備するにあたっての考え方や設計上配慮することが望ましい例を掲げました。

●条例施行規則による「整備基準」

●基本的な考え方

●告示による「目標となる指針」

10

建築物

共同浴室

■基本的な考え方■

浴室は、高齢者、身体障害者等にとって私利等の危険性が高い場所であるため、安全かつ円滑に利用できるように整備する必要がある。また、浴室の一隅に車いすが横付けできるスペースや介護者が付き添えるスペースを確保するように配慮する。

整備基準	目標となる指針
<p>10 共同浴室</p> <p>共同浴室を設ける場合には、次に定める構造の浴室を1以上（男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上）設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な取手確保が確保され、かつ、浴槽、洗い場、脱衣用の腰掛け台、手すりその他の設備が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 脱衣場及び洗い場の出入口の幅は、内径を80センチメートル以上とする。</p> <p>(3) 脱衣場及び洗い場の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(4) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(5) 浴室の出入口の戸に施設設置を設ける場合には、緊急の際に外から開けられる構造とすること。</p>	<p>10 共同浴室</p> <p>不特定かつ多数の者が利用する共同浴室を設ける場合には、次に定める構造の浴室を1以上（男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上）設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な取手確保が確保され、かつ、浴槽、洗い場、脱衣用の腰掛け台、手すりその他の設備が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 脱衣場及び洗い場の出入口の幅は、内径を90センチメートル以上とする。</p> <p>(3) 脱衣場及び洗い場の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(4) 取手器具は、身体障害者等が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p>(5) 非常通報装置は、身体障害者等が円滑に操作できる構造とするよう努めること。</p> <p>(6) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(7) 浴室の出入口の戸に施設設置を設ける場合には、緊急の際に外から開けられる構造とすること。</p>

整備基準の解説

●整備の対象

共同浴室を設ける場合には、一以上の共同浴室を車いす使用者が利用できる構造とする。

項目	解説
①	脱衣場及び洗い場の出入口の内径50cmは、車いす者が通過できる寸法。なお、廊下に通じた出入口は1.0m（出入口）の客室の出入口とせり、内径90cm以上が必要。

共同浴室の設置例

家族浴室の設置例

障害のある人などを考慮した共同浴室の設置例

●基準等の項、号に対応した解説

●図表・イラストによる解説